

Title	〔商法〕二 假差押することを主たる目的としてなした隠れたる取立委任裏書と訴訟信託、手形債権の裏書譲渡と保証債権の附従性 (昭和三〇年一月一八日大阪地裁判決)
Sub Title	
Author	商法研究会(Shōhō kenkyūkai) 高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.10 (1958. 10) ,p.59- 66
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19581015-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

假差押することを主たる目的としてなした隠れたる取立委任
裏書と訴訟信託、手形債権の裏書譲渡と保證債権の附従性

昭和三〇年一月一八日大阪地裁判決

昭和二七年(ワ)第四七三四號保證債務不存在確認及損害賠償請求事件

下級民集六卷一號一九頁

〔判示事項〕

- 一 会社が第三者の將來振り出す特定人あての約束手形について限度額の定めなく連帯保證することの可否
- 二 假差押をすることを主たる目的としてした隠れた取立委任裏書を信託法第一一條に違反しないとした事例
- 三 主たる債務について債權譲渡があつた場合と保證契約上債權移轉についての對抗要件の要否

〔参照條文〕

商法五五條、二四五條一項二號、信託法一一條

〔事實〕

原告X會社と訴外A會社とは、現在、形式上は別個獨立の二つの會社であるが、がんらい、A會社はX會社の大阪分工場であり、それが昭和二六年頃統制部品である鐵材などの配給を受ける便宜上、別個の株式會社に改組したものであつた。兩者の間にはこのような密接な關係が存在したため、改組後においても、A會社においては株主總會を開催したことはなく、毎決算期にはその決算報告書の承認をX會社に求め、次期營業方針の指示を仰ぎ、社員の人事、給與に至るまでX會社の指示を受けるなど、實質的にはX會社の實權下にあり、いわば本店と支店との關係にあつた。このような事情のもとにおいて、昭和二七年二月二二日に、A會社の代表取締役BはX會社の取締役に對し、A會社が鐵材などを買入れていた被告Y₁會社とY₂會社ほか二社に對する商品代金債務が合計一五〇〇萬圓にかさみ、金網業界の不況の影響もあつて、これらの取引先は商品代金の回収に危懼の念をいだき始めている。ついで、A會社としては、これらの取引先と従前どおりの圓滑な取引先を繼續するために、ぜひとも、A會社が將來これらの取引先より買入れる商品代金支拂のために振出す約束手形債務の支拂を、X會社において連帶保證して欲しい旨を申入れた。これに對して、X會社は、A會社との關係が極めて密接なものであり、A會社の債務は自己の債務と同視すべきものであつたから、この申入を早速諒承して、A會社代表取締役Bに對し「A會社が貴社に對して發行せる支拂手形については弊社において連帶してその責に任じ萬一の場合といえども決して御迷惑はおかけ致しません、右保證します」という證書を、昭和二七年二月二二日の日附をもつて交付した。そこで、A會社代表取締役Bはこの證書をもつてY₁會社とY₂會社におもむき、將來A會社が發行する手形債務についてはX會社が連帶して保證する旨を申入れ、その證書を交付した。

けれども、その後、A會社の業績は振わず、Y₁會社に對して振出した金額一七一九七九圓、満期昭和二七年一月一〇日の約束手形、並びに、Y₂會社に對して振出した金額二七萬五〇〇〇圓、満期昭和二七年一月二五日の約束手形の二通を含めて、A會社はY₁會社に對して五二八萬六七三五圓、Y₂會社に對して一六二萬五〇〇〇圓の約束手形債務を負担し、その他の取引先に對する債務を合すると總債務額が二〇〇萬圓の多きに達するに至つた。そこで、被告Y₁會社、Y₂會社を含む債權者よりA會社ないしはX會社の速やかな債務の支拂を迫られたので、A會社代表取締役BはX會社に對して窮狀を訴えるところに、Y₁會社、Y₂會社などの債權者から、直接X會社に對し連帶保證責任を追求することが必至であるとの狀態を告げて、その援助方を求めた。けれども、その頃、金網業界の不況のため、X會社自身も金融が

意のようにならなかつたので、X會社は何らの援助をもなさなかつた。そこで満期が到來したときに、前述した二通の手形はいずれも不渡となり、Y₁會社とY₂會社はX會社に對する保證債權の保全手續をとるべく準備したが、たまたま、大阪法務局が商業登記簿の改製のため登記事務を停止していたので、會社代表者の資格證明書の交付を受けることができなかった。そのため、それらの二通の手形は、それぞれ、Y₁會社から同社取締役の被告Y₃に、また、Y₂會社から同社取締役の被告Y₄に隠れたる取立委任裏書がなされ、Y₃とY₄とはX會社を相手として、大阪地方裁判所に連帶保證債權の執行權保のための動産假差押命令を申請し、昭和二十七年一月一日にX會社の動産について假差押の執行をなした。

これに對してX會社は、昭和二十七年二月二日に交付した證書の文言と日附からいつて、X會社の保證責任の範圍はその證書の日附前にA會社が振出した手形債務に限られるが、既に、それらの手形債務の決済はすべて終了している。また、假りに、被告會社のいうような將來債務の連帶保證契約が成立したとしても、會社が將來に向つて時間的にも金額的にも無制限な連帶保證責任を負擔するということは、會社が他の會社の無限責任社員となることを禁ずる商法第五五條の立法精神からいつて無効である。更に、將來債務について連帶保證責任を負擔する契約は、商法第二四五條第一項第二號のいわゆる利益共通契約に準ずる契約であるが、本件においては、その締結に株主總會の特別決議を経ないから無効であるなどの理由をあげて、前述した二通の手形債務については、原告X會社は保證債務を負擔しないことの確認を求めた。次に、Y₃とY₄とに對する各約束手形の裏書行爲は、訴訟行爲をなさしめることを主たる目的として信託した場合に該當し、信託法第一一條に違反するものであるから無効である。また、假りに、主たる手形債權について讓渡手續がとられたとしても、それだけでは保證債權までが移轉するいわれはないから、Y₃とY₄とは保證契約上の債權者ではない。それ故、Y₃とY₄はこの保證債權を行使する權限がなかつたことを知り、または、過失によつて知らないで本件假差押をなしたわけであるから、それは不法行爲を構成するものとして、原告X會社はその損害の賠償を求めた。

〔判 旨〕

請求棄却。

原告X會社の保證責任の範圍がその證書の日附前にA會社が振出した手形債務に限られるか否かについては、その證書の「A會社が貴社に對して發行せる支拂手形については弊社において連帶してその責に任じ萬一の場合といえども決して御迷惑はおかけ致しません」との文言中『せる』なる用語は文法上は一應過去完了を表す用語であるが、世上一般の慣用例からすると必ずしも過去完了を表す場合にのみ使用されているわけではなく、『し』または『する』を併せ意味する場合の用語として使用する例が多いこと、また右證書末尾の日附は單に證書作成の日附であつて特に内容と關連し、本文の内容を規定する意味がないこと、右證書の本文において特に原告會社がA會社振出に係る如何なる手形について連帶保證責任を負擔するかを限定した文言が前記『せる』との用語の外に記載のないこと等を綜合すると、右證書の文言は、A會社が既に發行し、また將來發行する支拂手形について連帶保證債務を負擔する趣旨と解するのが常識である」

會社が將來に向つて時間的にも金額的にも無制限な連帶保證責任を負擔することと商法第五條との關係については、「會社が他の會社の無限責任社員となることと、限度額の定めのない將來債務の連帶保證とはその法律上の性質を異にするのみならず、限度額の定めのない將來債務の保證と雖も相當の期間經過後は任意にこれを解約し、その拘束より脱し得るものであるから、必ずしも無限責任を負擔した場合と同視できないし、殊に原告會社が負擔した前記連帶保證責任の範圍は、……A會社の事業能力よりして一ヵ月間にA會社が被告Y₁會社及び同Y₂會社より購入する材料の數量には限度があり、原告會社はこの事を知悉していた事實からして、原告會社の右連帶保證債務には自ら一定の極度額があつたものといふべきである。」次に、將來債務の連帶保證責任を負擔する契約は、商法第二四五條第一項第二號の利益共通契約に準ずる契約であるとの主張に對して、「前記認定のような連帶保證契約は原告が右に主張するような契約とはその性質を異にすること暨言を要しない」従つて、原告X會社が前述した各約束手形債務について連帶保證債務の不存在確認を求める部分は失當である。

次に、Y₂とY₁のなした動産假差押が不法行爲を構成するか否かについては、「被告Y₂及び同Y₁が被告Y₁會社及び同Y₂會社から、それぞれ、……各約束手形の隠れたる取立委任裏書を受けた……事實からして、これに附従する原告會社に對する被告Y₁會社及び同Y₂會社の有した……各約束手形債權についての從たる連帶保證債權は主たる債權である右約束手形の譲渡により、……保證債務の附従性の當然の結果として、法律上、被告Y₂及び同Y₁に信託的に移轉したものと解せられる。しかうして、被告等が右のような……約束手形の信託譲渡の手續をとつたのは、……當時偶々大阪法務局において商業帳簿の改製の爲登記事務を停止し、Y₁被告會社及び同Y₂會社の各代表者の資格證明書の交

付を受けることができず、これが交付を受けることができないまで在再日時の経過するのを待つては、前記債権保全の機を逸する危険を招来することになるところから、この危険を脱する手段として、已むなく、被告Y₁會社は同社の取締役である被告Y₂に、被告Y₃會社は同社の取締役である被告Y₄に、それぞれ……各約束手形債務について隠れたる取立委任裏書を受け、本件各假差押に及んだものであることが認められるから、右のような事情の下においてなした本件隠れたる取立委任裏書は本件各假差押をなさしめることを目的としてなしたとしても、濫訴の弊害を防止することを目的として訴訟信託を禁止した信託法第一一條の精神よりして訴訟信託に該當しない。

さて、……各約束手形の信託讓渡、したがつて右各手形に附従する連帶保證債權の信託的移轉が有効である以上保證債務は附従性を有し、被保證債務の移轉と同時に保證債務もまた當然に移轉し特に保證債務について讓渡行爲を必要としないものであるから、被保證債務の移轉について對抗要件を履踐することを要する外更に保證債務の移轉について對抗要件を履踐することを要しないものと解すべきであり、従つて本件……各約束手形に附従する連帶保證債權の信託的移轉についても民法所定の對抗要件を履踐せずして被告Y₃及び同Y₄をして、右連帶保證債權を被保全權利として本件假差押申請に及んだことは法律上何等違法な行爲となすわけにはいかない。」

〔評 釋〕

判旨に賛成。

X會社がA會社に交付した證書の文言は極めて簡單なものであるから、その内容を確定するためには、それが交付された前後の経緯を検討することが必要である。判旨が、この點について、X會社とA會社とはいわば本店、支店の密接な關係にあつたが、そのA會社が業績不振の折に、取引先との取引を圓滑に維持させるため、A會社の手形債務をX會社が連帶保證したという事實を認定し、更に、證書に記載された文言に基いて、X會社の保證責任の範圍は、X會社が連帶保證契約を締結した當時、既にA會社が振出していた手形債務のほか、將來振出すべき手形債務をも含む趣旨であるとしたことは妥當であらう。これに對して、X會社はいくつかの理由をあげて、その連帶保證契約は、證書の日附當時における手形債務のみを

保證するものであり、決して將來負擔すべき手形債務までを保證する趣旨ではない旨を主張しているから、次に、これについて検討してみよう。

まず、X會社は、將來に向つて時間的にも金額的にも無制限な連帶保證責任を負擔することは、商法第五五條の立法精神に反して無効である旨を主張しているが、判旨は、會社が他の會社の無限責任社員になることと、限度額の定めない將來債務の連帶保證をなすということは、法律上の性質を異にするのみでなく、X會社はA會社の經營内容を熟知し、その債務負擔額についても當然豫測していたものであるから、その保證をもつて限度額の定めない將來債務の連帶保證であるということとはできないとしている。この點について考察してみると、會社が他の會社の無限責任社員となることと、限度額の定めない將來債務の連帶保證をなすということとは、そのいずれもが、他の會社の債務の存在を前提とするという點では類似しているが、他の會社の將來債務を無限に連帶保證するという後者の場合には、同様に無限に責任を負擔するといつてみても、それが契約として有効であるためには、當然そこに一定の限度額が存在しなければならぬから、他の會社の無限責任社員となるという前者の場合とは、責任負擔の形式もその範圍も相違するわけである。もつとも、具體的な場合を並べて比較してみると、他の會社の無限責任社員となることの方が責任が軽く、反對に、他の會社の將來債務を負擔する方が責任が重いこともありうるから、その限りにおいては、問題を單に法律的、形式的に區別するだけでは足りない場合もでてくるが、その場合でも、直ちに、そのような連帶保證契約は商法第五五條の精神からいつて無効であるということとはできないであらう。

次に、會社が他の會社の將來債務を連帶保證する契約は、商法第二四五條第一項第二號のいわゆる利益共通契約に準ずる契約であるが、本件においては、その締結に株主總會の特別決議を經ていないから無効であるという主張に對して、判旨は、兩者の契約は全くその性質を異にするから、原告の主張には理由がない旨を指摘している。この點は判旨のいうとおり

であつて、兩者の契約はその性質を異にするし、また、株主總會の決議事項は法律または定款に定めたものに限られるから(商二三)、たとえ兩者が何らかの意味で類似しているとしても、それは商法第二四五條第一項第二號に掲げる契約その他これに準ずる契約には該當しないから、株主總會の特別決議を要するということにはならない。

前述したように、不渡となつた二通の約束手形は、本件假差押申請の直前に、Y₁會社とY₂會社からそれぞれの取締役であるY₃とY₄とに隠れたる取立委任裏書によつて譲渡されているが、これらの隠れたる取立委任裏書がいわゆる訴訟信託に該當するか否かも問題となつてゐる。けれども、これらの約束手形について隠れたる取立委任裏書がなされたのは、判旨で認定されているように、當時、大阪法務局がたまたま登記事務を停止していたため、會社代表者の資格證明書の交付を受けなかつたことに基くものであるから、その隠れたる取立委任裏書を訴訟信託に該當する無効なものであるといふのは早計である。すなわち、假りに特定の信託行爲が訴訟をなすことを主たる目的とする場合でも、受託者の職業、委託者と受託者の關係などからいつて、それが濫訴の弊を生ずるおそれがない場合には、これを無効と解すべきではないし、同様な意味において、本件のように、差し迫つた權利行使を可能にする手段として信託譲渡の形式がとられた場合にも、やはり、無効と解すべきではないであらう(四宮「信託法」)。このことは、既に、本件假差押決定に對する異議事件(大阪地判昭二八・六・六)においても判示されている。

最後に、いわゆる保證債務の附從性の問題を、特に主たる債務が手形債務の場合について考察してみよう。この點についても、原告X會社は、手形債權については譲渡手續がとられてはいるが、保證債權については何らの譲渡手續もとられていないし、また、對抗要件も具備していないから、手形債權の譲受人であるY₃とY₄とに對しては、X會社は保證債務を負うこととはないと主張している。これに對して判旨は保證債務は主たる債務に隨伴して移轉するいわゆる附從性を有しており、主たる債權について譲渡手續がふまれ對抗要件が具備された以上、保證債權については別段の手續を要しないという立場をと

つているが、周知のように、この點は、現在、なお學説が對立している點である。すなわち、一方においては、裏書人がいわば手形外の關係で有する手形債權に從たる保證債權などは、裏書によつては被裏書人に移轉することはないと解する學説(田中耕「手形法小切手法概論」三五五頁、竹田「手形法・小切手法」一〇六頁、鈴木「手形法・小切手法」二二三頁、ドイツにおいても多數説である)、判例(東京地判大一四・五・二六新聞二四三一號一四頁)があり、他方においては、手形の裏書讓渡があれば保證債權も當然に移轉し、債權者はその債務者に對抗できると解する學説(伊藤「手形法・小切手法」三八三頁、田中誠「新版手形法小切手」六四頁、Stranz, Wechselgesetz, Anm. 7 zu Art. 14)が存在している。従つて、この點は更に綿密な検討を要するが、本件の場合には、Y₁會社とY₂會社とが、いずれも、その保證債權をそれぞれの會社の取締役であるY₃とY₄に讓渡する意思を有していたということは、この手形債權の讓渡がX會社に對する保證債權を度外視しては考えられなかつたことからいつても明らかである。のみならず、その債務者たるX會社の立場をみても、判旨が認定しているように、保證債權の讓渡をもつて對抗されるに十分な理由を有しているように思われるから、その意味では、判旨のこの點の結論も妥當なものと考えられる。

(高 島 正 夫)